

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年 9 月22日
【会社名】	株式会社 S J I
【英訳名】	SJI Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 李 堅
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川四丁目12番 8 号
【電話番号】	03-5769-8200 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画本部長 山本 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目12番 8 号
【電話番号】	03-5769-8200 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画本部長 山本 豊
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,417,000,000 円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目 8 番16号)

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	109,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株制度は採用しておりません。

- (注) 1. 平成23年9月22日開催の取締役会決議によります。  
2. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	109,000株	1,417,000,000	708,500,000
一般募集			
計(総発行株式)	109,000株	1,417,000,000	708,500,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は708,500,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
13,000	6,500	1株	平成23年10月17日(月)		平成23年10月17日(月)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。  
3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。  
4. 上記株式を割当てた者から申し込みがない場合は、当該株式に係る株式の割当てを受ける権利は消滅します。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社 S J I 経営企画本部	東京都品川区東品川四丁目12番8号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 兜町支店	東京都中央区日本橋兜町4 - 3

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,417,000,000	15,500,000	1,401,500,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の内訳は、主に弁護士費用(10,000,000円)、登記費用その他費用(5,500,000円)です。

## (2) 【手取金の使途】

当社は業績の向上を図るためには、中国での事業に重点を置くことが必要と考え、中国国内の子会社の再編・投資を検討してまいりました。

経済成長が著しい中国においてエネルギー分野の重要性は増しており、中でも特に石油分野は、市場規模・成長性の点で一層強く期待できる分野であることから、それに応じて石油分野におけるIT投資も旺盛です。

この点、エネルギー分野における当社の持分法適用会社であるLianDi Clean Technology Inc. (以下「LNDT」といいます。)は、中国国内の大手石油会社に対して、各種のエンジニアリングサービス・ITサービスを提供し安定的かつ良好な業績を残しており、今後もLNDTの業績は成長が期待できます。そこで、当社は、中国石油業界の設備・機器需要、IT需要等を取り込むため、LNDTを当社の子会社とすべく、CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED(本社:British Virgin Islands、以下「CHINA LIANDI」といいます。)から同社の普通株式5,400,000株(14.81%)をUS\$25,920,000.00(邦貨換算額約1,996百万円)にて取得する事を決定いたしました。

現在、当社はLNDTの株式を13,113,738株(35.98%)保有しておりますので、今回取得する株式5,400,000株(14.81%)を加算しますと、18,513,738株(50.79%)となり、同社を子会社化することとなります。

本第三者割当による上記差引手取概算額1,401,500,000円につきましては、LNDTの普通株式5,400,000株の購入資金US\$25,920,000.00(邦貨換算額約1,996百万円)に充当する予定であります。なお、購入資金(邦貨換算額約1,996百万円)のうち、不足部分については、取引金融機関等より調達を行う予定であります。

(注) 1. 当社はLNDTの株式取得価格の決定に際し、LNDTの株式価値の評価を当社と何ら利害関係を有さない第三者機関である、アイ・アール・ピー株式会社に委託しました。当該第三者機関は、一般に株主価値評価法として用いられている「インカムアプローチ」である収益還元法、「アセットアプローチ」である修正純資産法、「マーケットアプローチ」である市場株価法・株価倍率法など複数の評価方法の採用を検討しました。その結果、LNDTが、固定資産を活用した事業を行うものではなく、資産価値をベースとした企業価値算定にはなじみにくい業種であるため「アセットアプローチ」である修正純資産法を採用できないこと、およびLNDTは、石油業界向けエンジニアリングサービス・ITサービスを提供する業界に属するものの、取引先が中国における特定事業者に集中していることから、比較可能な類似上場企業を複数選定することは困難であり、またLNDT株式は米国OTCブリテンボードに登録され、米国において取引が可能ではあるものの、当該株式への取引参加者が少なくかつ日々の出来高も僅かであることから、米国OTCブリテンボードの取引価格を基礎とした評価を採用できず、よって「マーケットアプローチ」である市場株価法・株価倍率法を採用できないこと、の2点の理由により「インカムアプローチ」である将来の業績予想を基にした収益還元法による株式価値評価が最も妥当と考え当該方法を採用しました。

なお、当該第三者機関が、折衷法を採用しなかった理由は、折衷法は異なる評価方法によって算出された評価価値を加重平均する方法であり、合理的な算定法が複数存在し、かつその結論が大きく乖離していない場合にのみ採用できる方法であるところ、前述のとおりLNDTの価値算定にあたっては、収益還元法しか採用することができず、折衷法を使用する前提である「算定法が複数存在する」という前提を満たしていなかったことによるものです。

前述の通り、当該第三者機関は、収益還元法による評価を行いました。評価に際しては3つのケースの収益予想(LNDTの収益計画にストレスを加えたケース、LNDT計画値を使用せず収益の成長を低く見積もったケース(よりも厳しいケース)、ならびにLNDTの業績が2011/3期以降成長しないという最も保守的に見たケース)を用い、結果として株式価値を1株当たりUS\$ 4.30~9.45と算定しました。

当社は、LNDTは過去3期間において収益計画を達成し良好な業績を上げてはいるものの、保守的な立場をとり、前記第三者機関が最も厳しく収益を想定したケース(LNDTの業績が2011/3期以降成長しないという最も保守的に見たケース)で評価した株価レンジである1株あたりUS\$4.30~5.73を基に取得先と交渉を重ねた結果、当該レンジの中間値であるUS\$5.01に収斂して来ましたが、当社としては、やはり保守的な立場に立った価格で取得したい旨を強く主張した結果、当該中間値を若干下回る1株US\$4.8で合意に達しました。

2. 取得価額の日本円換算はUS\$1.00 = 77円で行っております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

#### (1) 割当予定先の概要及び提出者と割当先との関係

CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED

a 割当 予定 先の 概要	名称	CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED (チャイナ リアンディ エネルギー リソース エンジニアリング テクノロジー リミテッド)	
	本店の所在地	P.O.Box957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, British Virgin Islands	
	国内の主たる事業所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
	代表者の役職及び氏名	左 建中	
	資本金	USD 50,000.00	
	事業の内容	資産管理業務、投資業務、貿易業務等	
	主たる出資者及びその出資比率	左 建中	100.00%
b の 関係 の 間	出資関係	該当事項はありません。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、平成23年9月22日現在におけるものであります。

左 建中

a 割当 予定 先の 概要	氏名	左 建中
	住所	Admiralty Hong Kong
	職業の内容	LNDT 会長兼CEO 所在地：4TH FL TWO B WANTIUXINGUI BLDG NO 28 WANQUANZHUANG RD HAIDIAN BEIJING CHINA 事業の内容：石油化工向け専門ソリューション、石油化工関連設備の代理販売、石油化工特殊薬品製造・販売および石油タンクの洗浄工事
b の 関係 の 間	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との関係は、平成23年9月22日現在におけるものであります。

## (2) 割当予定先の選定理由

当社の業績は、経済環境・市場環境の影響もあり、過去数期にわたり低迷しましたが、コスト削減の徹底等の効果により、直近においては収益回復の兆しが見えて参りました。もっとも、当社事業は日本市場と中国市場を主要な二大市場としているところ、その一つである日本市場については、IT市場が成熟期に入ったことに加え東日本大震災の影響もあり、今後も市場環境は不透明な状況にあります。そこで、当社としても、かかる日本市場の動向を踏まえ事業の選択と集中を行い、実行可能な成長戦略を策定中です。

他方、中国市場については、物価並びに人件費等の上昇によりインフレが進む中、その成長を懸念する声の一部にはあるものの、環境・エネルギー分野を中心として引き続き高い成長が期待される魅力的な市場といえます。

このため、当社は、再び業績を成長軌道に乗せるため、まずは高成長が期待できる中国での事業展開を一層強化することが経営の最大の課題と位置付けております。

このような状況の下、当社は、前述のとおり、当社の持分法適用会社であって中国のエネルギー分野(特に石油分野)にITサービス・各種エンジニアリングサービス等を提供し安定的・良好な業績を上げるとともに、同分野に強い顧客基盤を有しているLNDTの子会社化を以下に述べるような経緯・理由で決定するとともに、本第三者割当の割当先を選定いたしました。

当社は、平成20年2月に、当時の「新中期経営計画(計画期間2007年度～2010年度)」で掲げた重点施策の一つである「(海外における)経済成長の流れに乗った『異業種ビジネス』への進出」を目的として、現在のLNDTの主要子会社でありかつ、現在のLNDTの会長兼CEOである左建中氏(以下「左氏」といいます。)が董事長を務める華深貿易(国際)有限公司(以下「華深」といいます。)の株式の51%取得し、同社を子会社化しました。また、当社は、同年3月には、華深の兄弟会社も買収する目的で、それらの親会社であるLian Di Petrochemical Tech. Ltd(聯迪石化科技有限公司、以下「旧LNDT」といいます。)を子会社化(持分比率51%)し、華深及びその兄弟会社を旧LNDTの子会社とする組織再編等を行いました。

その後、当社と左氏は、旧LNDTの株式を米国ナスダック市場に上場することを目指し、旧LNDTと米国OTCブリティンボードに登録済みの米国ネバダ州の既法人との合併等を行い、LNDTを持株会社とする現在の体制に変更しました。また、旧LNDTはこれらの体制変更と併せて、上場基準(株主数)を充足しつつ資金調達を図るべく、110社・名の機関投資家らを引受人として、総額2,700万米ドル規模の増資を行いました。

他方、当社は当時、LNDTの米国ナスダック市場への上場により投下資本を回収する方針であり、増資に併せてLNDT株式を新たに取得するなどの追加投資は行いませんでした。そこで、これら一連の取引によりLNDTは、平成22年3月に当社の連結子会社(持分比率51%)から持分法適用会社(持分比率35.98%)となりました。

時を経て、本年(平成23年)4月に左氏より、LNDTは、適切に企業価値が評価される市場の選択も含めて上場戦略を再構築中であり、この間LNDT単独で事業を進めるよりも有力な企業と提携した方が事業面・財務面で一層経営が安定化すること、特に今後事業の一層の拡大が見込まれることに伴い事業資金の調達が必要になるが、当社の子会社になることにより当社グループの信用を背景に資金調達がしやすくなること、およびLNDTは既に当社の持分法適用会社であるところ、LNDTとしても新たに提携先を探すよりも現在も役員 の派遣を受けている当社との提携を更に強化することが効率的であることを理由に、当社がLNDTを子会社化することを検討して欲しい旨の依頼が寄せられました。

これに対して、当社は、既述のとおり高成長が期待できる中国での事業展開を一層強化することが経営の最大の課題と位置付けていたことから、LNDTの子会社化の検討を進めた結果、市場規模・成長性ともに期待できる中国石油業界の設備・機器需要、IT需要等の取り込みが期待でき、またLNDTを子会社化することにより当社連結業績への寄与が期待できること、LNDTの子会社が制御系ソフトウェア開発を行っていることから、LNDTの子会社化により、同ソフトウェア開発で協業が期待できること、ならびに当社は、日本企業に対して中国市場での提携先を紹介することも手がけているところ、実際に当社の仲介によりLNDTの子会社と日本企業との提携が実現した実績もあり、今後もLNDTの子会社を提携先候補として日本企業に紹介する機会が益々増加すると想定されることから、LNDTを当社の子会社とすることについて、今般、左氏と合意に達しました。

更に、当社は、左氏が中国の石油業界に明るく、かつ広い人脈を有していることから、LNDTを当社が子会社化した後も、LNDTの業績を今後一層向上させ、ひいては、当社の業績をもまた向上させるためには、当社がLNDTの経営にコミットするのみならず、左氏にもLNDTの業績向上に引き続き一層コミットして頂くことが必要であると考えました。

そこで、当社は、LNDT業績向上へのコミットを得るためのインセンティブとして、左氏およびLNDTの大株主でかつ左氏が代表者であり100%の株式を保有する資産管理会社であるCHINA LIANDIの両者にて、当社株式を引受けることを打診しておりましたところ、LNDTを当社の子会社化することについて当社と左氏との間で合意に達したことにともない、左氏ならびにCHINA LIANDIの両者による当社株式引受について、左氏より応諾の意思表示があり、今般、当社は左氏及びCHINA LIANDIの両者に当社株式を割り当てることとしたものです。

### (3) 割り当てようとする株式の数

CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED 当社普通株式 71,000株

左 建中 当社普通株式 38,000株

## (4) 株券等の保有方針

当社は、本第三者割当により割り当てる新株式(以下「本株式」といいます。)についてCHINA LIANDI及び左氏との間で継続保有に関する書面での取決めは行っていませんが、本株式の保有方針については、CHINA LIANDI及び左氏より、中長期的に当社業績の回復・成長による株価の上昇を見極めつつ、その時点での株価水準および株式の需給に与える影響等を考慮して保有方針を検討したいとの意向であることを口頭にて確認しております。

また、当社は、CHINA LIANDI及び左氏から払込期日より2年以内に本株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約を得ており、当該確約書を受領する予定であります。

## (5) 払込みに要する資金等の状況

CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED

CHINA LIANDIの取引銀行が発行する過去3か月間の取引明細書により当社が本第三者割当の払込に充分な預金を保有している事を確認しました。

CHINA LIANDIの過去3ヶ月の取引明細書には、平成23年7月31日にUS\$2,000,000-、同年8月16日にUS\$11,500,000-の入金が記録されており、当社は左氏にこれらの資金の出所を確認したところ、左氏の知人が経営するSPEEDY ASIA INTERNATIONAL LTD(以下「SPEEDY ASIA社」といいます。)から借り入れたもの(借入期間:3か月、借入利率:年7.50%、返済条件:期限に一括返済)との回答を得て、借入契約書によりこの事実を確認しました。

また、当社はSPEEDY ASIA社に対してこれらの貸付資金の原資を開示する事を依頼しましたが、SPEEDY ASIA社より、業務上の秘密であり回答できないとして拒否されました。

なお、CHINA LIANDIは、保有するLNDTの普通株式5,400,000株を当社に対して売却することにより平成23年10月17日までにUS\$25,920,000-(邦貨換算額約1,996百万円)を取得することから、当社は左氏よりCHINA LIANDIがSPEEDY ASIA社からの上記借入金を返済する事に何ら問題がないとの説明を受けています。

以上より、当社としては、CHINA LIANDIによる本第三者割当の払込について特段問題がないものと判断しております。

左建中

左氏の取引銀行が発行する過去3ヶ月間の取引明細書により左氏が本第三者割当の払込に見合う預金を保有している事を確認しました。

左氏の過去3ヶ月間の取引明細書には、平成23年8月17日にCapital Bloom limited(以下「Capital社」といいます。)より、HK\$43,500,000の入金が記録されていたため、当社が左氏に確認したところ、Capital社からの借入れ(借入期間:3か月、借入利率:年7.00%、返済条件:期限に一括返済)であるとの回答を得て、借入契約書によりこの事実を確認しました。



さらに、当社はCapital社に対してこの貸付資金の原資を開示することを依頼しましたが、Capital社より、業務上の秘密であり回答できないとして拒否されました。

なお、当社は左氏より、上述のとおりCHINA LIANDIは当社より平成23年10月17日までにLNDTの普通株式の売却代金US\$25,920,000.00（邦貨換算額約1,996百万円）を取得すること、CHINA LIANDIは左氏が100%出資し唯一の役員である資産管理会社であることから左氏はこれを原資として、Capital社からの上記借入を十分に返済できるため、左氏がCapital社からの上記借入金を返済することに何ら問題がないとの説明を受けております。

また、左氏の本第三者割当の払込に充てる預金残高については、為替等を考慮すると充分とは言えませんが、左氏及び左氏が100%出資し唯一の役員である資産管理会社であるCHINA LIANDIの預金残高と合算すれば、本第三者割当の払込みに足る預金を保有していると判断しております。

万が一仮に、本第三者割当の払込資金が不足するような事態になった場合には、左氏が責任を持ってCHINA LIANDIから借入等の対応を行う旨、同氏から確約を得ております。

以上より、当社としては、左氏による本第三者割当の払込について特段問題がないものと判断しております。

借入先の資金について自己資金であることが確認できないにも関わらず特段問題ないと当社が判断した理由

左氏及びCHINA LIANDIが現時点において本第三者割当の払込に充てるために確保している資金は、いずれも借入金によるもので借入先自身の自己資金であることは確認できておりません。

既述の通り、当社が確認できた、左氏及びCHINA LIANDIが現時点において本第三者割当の払込に充てるために確保している資金は、いずれも借入金によるものであり、その資金の貸主であるSPEEDY ASIA社及びCapital社が、当該貸付に用いた資金をどこから調達したかについては両社に問い合わせたものの回答を得られておらず、結果として確認できておりません。

しかし、当社は、法務アドバイザー機関のFoundation Advisers Limitedに所属する英国法廷弁護士を用いてCapital社およびのSPEEDY ASIA社の香港における登記事項の確認を行い、両社の実在性を確認するとともに、両社の取締役が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とも関係がない事を確認しました。更に、両社のCorporate Secretaryは、それぞれ香港の公認会計士事務所の関連会社の公認会計士であることも、前記、英国法廷弁護士を通じて確認しております。

加えて、両社のCorporate Secretaryである香港の会計士事務所（関連会社も含め）は、「香港の一般法規を遵守するとともに、Hong Kong Institute of Certified Public Accountants（香港会計師公会）のメンバーとして同会の定めるところのコンプライアンス及び倫理基準を遵守する立場にある。」旨、前記英国法廷弁護士から報告を受けております。

従って、Capital社及びSPEEDY ASIA社のCorporate Secretaryが、香港一般法規およびHong Kong Institute of Certified Public Accountantsの定めるコンプライアンス及び倫理基準を遵守することにより、マネーローダリングあるいは反社会的勢力のチェックを行っていることから、Capital社及びSPEEDY ASIA社は、反社会的勢力から資金調達を行うことを含め、反社会的勢力との関係が遮断されているものと当社が判断いたしました。

以上のことから、当社は、SPEEDY ASIA社及びCapital社からの借入金の原資が両社の自己資金であるかは不明ですが、両社は反社会的勢力から資金調達を行うようなことはなく、特段問題はないと判断いたしました。

(注) 1 . Corporate Secretary (秘書役) とは、香港も含め英連邦系の法体系を採用した国・地域の会社法において定められた役職であり、香港では、会社登記所 (Company Registry) とのやりとりから、決算決議、その他重要な事項に関する決議には副署する立場にあります。香港においては、香港会社法 (Companies Ordinances) の 154 条の下に、すべての会社法人は取締役 (director) と、Secretary を設けることが必要とされており、同法律、関連法規、並びに判例により、Corporate Secretary は、下記業務内容の他に、会社のコンプライアンスに対して責任を有しております。

また、Corporate Secretary は、重要事項に関する決議に副署する立場を通じて、会社がどのような行動をとるかをチェックでき、場合によっては副署を拒むなど対抗措置をとることが可能です。

Corporate Secretary の具体的な業務例

- a. 会社登記所に提出する書類の作成
- b. 認証のための副署 (Countersigning)
- c. 取締役会議事録などの法定帳簿や未発行株券などの整備・保管
- d. 株主総会招集通知、取締役会招集通知などの作成・発送
- e. 発行する株券への署名

2 . 香港では、Corporate Secretary の任には主に公認会計士があたり、当然のことながら善管注意義務を負う立場にあります。また上記の通り法律により会社のコンプライアンスに対する責任を負っていることから、マネーロンダリング、または反社会勢力による法人の悪用に対して、法規、倫理基準に即した対応を求められております。

SPEEDY ASIA 社、CAPITAL 社の両社とも、公認会計士が会計事務所の関連会社を通じてこの任に当たっておりますが、当社は、前記英国法廷弁護士を通じて CAPITAL 社および SPEEDY ASIA 社の Corporate Secretary に直接確認を行い「マネーロンダリングや反社会勢力の関与に対抗する善管注意義務を負っている」旨の回答を得ております。

## (6) 割当予定先の実態

左氏が会長兼CEOを務めるLNDTは、会社の沿革、役員、主要株主等を公開している米国OTCブリティンボードに株式を登録しており、役員・従業員等の不当な取引の禁止を倫理規定において定めることが米国の法律(「Sarbanes-Oxley Act of 2002」、いわゆる「米国SOX法」)により義務付けられております。そして、LNDTの倫理規程では、「会社の顧客、仕入先、競業者、及び従業員に対して公平に対応し、不正操作、隠ぺい、特権的な情報の濫用、重要な事実の不実表示、その他の不当な取引により、他者を不当に利用しない。」「外国、連邦、州、省、及び地方政府、並びに他の適切な民間及び公的規制機関の規則及び規制(インサイダー取引法を含む)を遵守する。」と規定されていることから、反社会的勢力と取引その他の交際を行うことは、日本国の公的規制機関の適切な規則および規制に違反することになり、LNDTの前記規定に違反することとなります。従って、LNDTは不当な取引の典型例である反社会的勢力との取引その他一切の関係についても遮断しており、LNDTの役員である左氏についても反社会的勢力との取引その他一切の関係がないと言えることができず。

また、当社は、法務アドバイザー機関のFoundation Advisers Limitedに所属する英国法廷弁護士を用いて、上記第3.1(5)記載のとおりCHINA LIANDIに対して貸付を行っているSPEEDY ASIA社の香港における登記事項の確認を行いその実在性を確認するとともに、SPEEDY ASIA社、同社の取締役及び主要株主が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とも関係がない事を確認し、同じく上記第3.1(5)記載のとおり左氏に対して貸付を行っているCapital社の香港における登記事項の確認を行いその実在性を確認するとともに、Capital社、同社の取締役及び主要株主が反社会的勢力ではなく、また反社会的勢力とも関係がない事を確認しました。さらに、関係会社の存在については、登記詳細に表示される場所、SPEEDY ASIA社及びCapital社の両社とも、直近の登記詳細を見る限り、関係会社は明記されておりません。

なお、CHINA LIANDIは左氏が100%出資者でかつ唯一の役員である同人の資産管理会社であり主体的に事業を行っており、反社会的勢力との関係において、左氏と実質的に同一です。このような事実から、当社は、左氏及びCHINA LIANDIが反社会的勢力と一切関係がないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

発行価額については、平成23年8月31日までの1カ月間(平成23年8月1日から同月31日まで)に株式会社大阪証券取引所(以下、「大阪証券取引所」といいます。)が公表した当社普通株式の終値(以下、「終値」といいます。)の平均値12,498円(円未満切り捨て)、および平成23年8月31日までの3カ月間(平成23年6月1日から8月31日まで)の終値の平均値13,237円(円未満切り捨て)を参考に、当社と割当予定先との間で協議・交渉を行いました。交渉は、中間値である12,867円からスタートしましたが、当社が、当社及び既存株主にとって有利な価額を主張したところ、割当予定先が当社の主張を受け入れ、本件第三者割当による新株発行に係る取締役会(以下「本件取締役会」といいます。)の決議日の前営業日の大阪証券取引所の終値11,550円に12.55%のプレミアムを加えた13,000円とすることで、合意に達しました。

なお、協議に際して上記のような終値の平均値を参考としたのは、当社と割当予定先とが具体的な発行価額の協議に入ったのが平成23年7月末からであり、大阪証券取引所における当社普通株式の株価が緩やかではあるものの下落傾向にあったことから、なるべく協議時に近い時点における株価であって、かつ日々の変動を排除した株価の平均値を協議の参考とすることに割当予定先と当社とが合意したことによるものです。

また、発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」において「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額（直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額）に0.9を乗じた額以上の価額であること。ただし、直近日又は直前日までの価額又は売買高の状況等を勘案し、当該決議の日から払込金額を決定するために適当な期間（最長6ヶ月）をさかのぼった日から当該決議の直前日までの間の平均の価額に0.9を乗じた額以上の価額とすることができる。」（以下「日本証券業協会メルクマール」といいます。）とされております。これを本第三者割当について見ますと、当該発行価額は、本件取締役会決議日である平成23年9月22日の前営業日（平成23年9月21日）の大阪証券取引所における終値11,550円に対して12.55%のプレミアム、本件取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間（平成23年8月22日から平成23年9月21日まで）の終値の平均値11,979円に対して8.52%のプレミアム、本件取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間（平成23年6月22日から平成23年9月21日まで）の終値の平均値12,812円に対して1.46%のプレミアム、ならびに本件取締役会決議日の前営業日までの6ヶ月間（平成23年3月22日から平成23年9月21日まで）の終値の平均値13,367円に対して2.74%のディスカウントであり、これを満たしていることから、上記払込金額はいわゆる有利発行に該当しないものと判断しております。

他方、本件取締役会に出席した全監査役からも、「『本件取締役会決議日である平成23年9月22日の前営業日（平成23年9月21日）の大阪証券取引所における終値11,550円に対して12.55%のプレミアム、本件取締役会決議日の前営業日までの1ヶ月間（平成23年8月22日から平成23年9月21日まで）の終値の平均値11,979円に対して8.52%のプレミアム、本件取締役会決議日の前営業日までの3ヶ月間（平成23年6月22日から平成23年9月21日まで）の終値の平均値12,812円に対して1.46%のプレミアム、ならびに本件取締役会決議日の前営業日までの6ヶ月間（平成23年3月22日から平成23年9月21日まで）の終値の平均値13,367円に対して2.74%のディスカウントである』ことから、日本証券業協会メルクマールにあてはめると有利発行に当たらないと考えられ、当該発行価額は『募集株式を引き受ける者に特に有利な金額』（会社法第199条第3項）には該当せず、ゆえに株主総会の特別決議（会社法第309条第2項第5号）は不要であり、本取締役会において本第三者割当の決議を行うことは適法（会社法第201条第1項）である」旨の見解を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当による新株式の発行数量は109,000株となり、本第三者割当実施前の当社の発行済普通株式に係る議決権の総数716,870個の15.20%であり、当社株式の一定の希薄化が生じますが、下記の点を考慮して、発行数量及び希薄化の規模は、既存株主の皆様にとっても合理的であると判断しました。

高成長が期待できる中国国内の石油事業社向けに設備・機器販売、ITサービス等を提供し、かつ同分野に強い顧客基盤有しているLNDTを子会社化することにより、旺盛かつ高成長が期待できる中国石油業界の設備・機器需要、IT需要等を取り込むことができ、結果として当社の業績が向上し、長期的には希薄化を上回るEPSの向上が期待できること。

本株式の割当予定先は、今般当社が子会社化を行おうとしているLNDTの会長兼CEOである左氏および同人が唯一の役員であり100%の株式を保有する資産管理会社であるCHINA LIANDIであることから、LNDTの収益向上を通じて、当社の収益向上に寄与するというコミットメントが期待でき、ひいては当社のEPSが向上し、最終的に既存株主の皆様にとってもメリットがもたらされると期待できること。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権 数に対する 所有議 決権数の 割合	割当後の所 有 株式数(株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Digital China Software(BVI)Limited(常任代理人 スタンダードチャータード銀行東京 支店)	P.O.BOX 957,Offshore IncorporationsCentre,Road Town, Tortola,British VirginIslands (東京都千代田区永田町2-11- 1)	170,000	23.71	170,000	20.58
CHINA LIANDI ENERGY RESOURCES ENGINEERING TECHNOLOGY LIMITED(常 任代理人S M B C日興証券本店)	P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre,Road Town,Tortola,British VirginIslands (東京都千代田区丸の内3-3-1)			71,000	8.59
株式会社S R Aホールディングス	東京都豊島区南池袋2丁目32番8号	50,500	7.04	50,500	6.11
KING TECH SERVICE HK LIMITED	Room 301,3rd Floor,Sun Hung Kai Centre,30 Harbour Road Wanchai, Hong Kong	50,000	6.97	50,000	6.05
李 堅	東京都品川区	42,190	5.88	42,190	5.10
左 建中 (常任代理人S M B C日興証券本店)	Admiralty Hong Kong (東京都千代田区丸の内3-3-1)			38,000	4.60
琴井 啓文	中国南京市	27,442	3.82	27,442	3.32
エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式 会社	東京都港区港南1丁目9-1	27,000	3.76	27,000	3.26
イーピーエス株式会社	東京都文京区後楽2丁目3-19	24,879	3.47	24,879	3.01
株式会社ブロードリーフ	東京都品川区東品川4丁目12-2	24,866	3.46	24,866	3.01
計	-	416,877	58.15	525,877	63.63

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日現在の株主名簿及び平成23年9月22日までに当社が確認した事項に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成23年3月31日現在の株主名簿をもとに、平成23年9月22日までに当社が確認した株式の異動状況及び今回の第三者割当増資で増加予定の株式数を加算し、作成しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者 (その関連者) と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

- (1) 後記「第四部 組込情報」の第22期有価証券報告書及び第23期第1四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出後、本有価証券届出書提出日(平成23年9月22日)までの間に次のような変更が生じております。

#### 科大恒星電子商務技術有限公司の子会社からの除外について

当社は平成23年9月22日開催の当社取締役会において、当社が保有する(間接保有も含む)科大恒星電子商務技術有限公司(以下、「EBT」といいます。)の出資持分49.0%の全てを、EBTの現経営陣4名およびEBTの幹部・中核社員ならびに同社の子会社である蘇州科大恒星信息技術有限公司の幹部・中核社員が出資する安徽酷智投资管理有限公司の、4名および1法人に譲渡し、EBTを当社子会社から除外することを決定しました。

今般のEBTの出資持分譲渡につきましては、EBT現経営陣が「同社の将来的な上場も踏まえてMBOを行いたい」との強い意向を示していることに応じるものであり、EBTの現経営陣との間での良好な関係は維持されております。また、EBTは、日本企業向けオフショア開発部門を子会社として分離独立させ従来の業務を引き継がせる予定であり、当社もこのオフショア開発会社に一部出資することについてEBTとの間で合意しました。よって、当社がEBTに対して発注していた日本企業向けオフショア開発案件については、同社の譲渡後も譲渡前と同様に開発が行われることはもちろん、EBTの開発能力・品質管理能力が直ちに低下するとは想定されません。

従いまして、上記「事業等のリスク」において、「EBTにおいて開発能力・品質管理に低下等が生じた場合、当社グループの営業成績・財政状態に影響を与える可能性がある」旨を報告しておりますものの、EBTを子会社から除外することが当社グループの営業成績・財政状態に与える影響は殆どないと考えております。

- (2) また、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成23年9月22日現在)においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の第22期有価証券報告書の提出日(平成23年6月29日)以後、本有価証券届出書提出日(平成23年9月22日)までの間に以下の臨時報告書(訂正臨時報告書を含む)を提出しております。

その報告内容は下記のとおりです。

#### ・臨時報告書(平成23年6月30日)

##### 1. 提出理由

当社は、平成23年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

## (1) 株主総会が開催された年月日

平成23年6月29日

## (2) 決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金200円 総額143,374,000円

ロ 効力発生日

平成23年6月30日

## 第2号議案 取締役9名選任の件

李 堅、琴井啓文、木村 裕、辻川幸二、郭 為、何 文潮、王 遠耀、鹿島 亨、矢吹義明の9名を取締役に選任するものであります。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

増田輝夫、宮本 進の2名を監査役に選任するものであります。

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	468,565	1,324	0	(注)1	可決(65.36)
第2号議案 取締役9名選任の件					
李 堅	464,607	5,290	0	(注)1	可決(64.81)
琴井啓文	464,764	5,133	0		可決(64.83)
木村 裕	464,734	5,163	0		可決(64.82)
辻川幸二	464,425	5,472	0		可決(64.78)
郭 為	462,486	7,411	0		可決(64.51)
何 文潮	464,652	5,245	0		可決(64.81)
王 遠耀	464,751	5,146	0		可決(64.83)
鹿島 亨	464,661	5,236	0		可決(64.81)
矢吹義明	463,488	6,409	0		可決(64.65)
第3号議案 監査役2名選任の件					
増田輝夫	468,361	1,531	0	(注)1	可決(65.33)
宮本 進	468,420	1,472	0		可決(65.34)

(注)1.出席した株主の議決権の過半数の賛成です

2.賛成比率の算定にあたっては、事前行使分の議決権数と当日出席株主全員の議決権数を合算した数字を分母としております。

. 訂正臨時報告書（平成23年6月30日）

## 1. 訂正理由

平成23年6月30日付けをもって提出した臨時報告書の記載事項のうち、表紙「提出日」に誤りがございましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2. 訂正事項

(注) 訂正箇所には下線を付しております。

表紙

(訂正前) 提出日 平成23年6月29日  
(訂正後) 提出日 平成23年6月30日

・訂正臨時報告書 (平成23年 9月 1日)

1. 訂正理由

平成22年6月28日付及び平成23年6月30日付けをもって提出した臨時報告書の記載事項のうち、1「提出理由」の根拠条文に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2. 訂正事項

(注) 訂正箇所には下線を付しております。

[提出理由]

(訂正前) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき  
(訂正後) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき

・臨時報告書 (平成23年 9月22日)

1 【提出理由】

当社は、平成23年 9月22日開催の取締役会において、当社の海外子会社である科大恒星電子商務技術有限公司の持分全てを同社現経営陣等に譲渡し当社の子会社から除外すること、当社の海外子会社である北京宝利信通科技有限公司の持分全てを同社経営陣等に譲渡し当社の子会社から除外すること、LianDi Clean Technology Inc.の株式を追加取得し同社を子会社化することを決議いたしました。このため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

1. 特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 科大恒星電子商務技術有限公司  
住所 中国安徽省合肥市長江西路669号軟件園2号2F  
代表者の氏名 董事長総経理 董永東  
資本金 7,196千US\$  
事業の内容 システム開発、ソフトウェア製品販売、情報関連商品販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数 (出資金額)

異動前 5,604千US\$

異動後

総株主等の議決権に対する割合 (出資割合)

異動前 49.0%

異動後 %

当該出資につきましては、当社の中間持株会社を通じた間接保有の形式をとっております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

科大恒星電子商務技術有限公司の今後の事業と経営体制を協議した結果、科大恒星電子商務技術有限公司における議決権の総数に対する割合の全てを譲渡したものであります。

また、科大恒星電子商務技術有限公司の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上であるため、特定子会社の異動に該当するものであります。

異動の年月日

平成23年9月22日：持分譲渡契約締結日

平成23年10月下旬：持分譲渡に係る登記完了（予定）

2. 特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 北京宝利信通科技有限公司

住所 北京市海淀区中関村南大街2号 数碼大厦 A 座706室

代表者の氏名 董事長総経理 劉少甫

資本金 50,000千元

事業の内容 メモリバックアップ等メインとする専門SI事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数（出資金額）

異動前 6,720千US\$

異動後

総株主等の議決権に対する割合（出資割合）

異動前 49.0%

異動後 %

当該出資につきましては、当社の中間持株会社を通じた間接保有の形式をとっております。

( 3 ) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

北京宝利信通科技有限公司の今後の事業と経営体制を協議した結果、北京宝利信通科技有限公司における議決権の総数に対する割合の全てを譲渡したものであります。

また、北京宝利信通科技有限公司の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上であるため、特定子会社の異動に該当するものであります。

異動の年月日

平成23年 9月22日：持分譲渡契約締結日

平成23年10月下旬：持分譲渡に係る登記完了 ( 予定 )

3. 特定子会社の異動

( 1 ) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 北京鍵? 実華科技発展有限公司

住所 北京市海淀区万泉庄路28号万柳新貴大厦B404

代表者の氏名 董事長 左建中

資本金 2,200千US\$

事業の内容 石油化工における工程業務

( 2 ) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数 ( 出資金額 )

異動前 791千US\$

異動後 1,117千US\$

総株主等の議決権に対する割合 ( 出資割合 )

異動前 36.0%

異動後 50.8%

当該出資に付きましては、当社の中間持株会社を通じた間接保有の形式をとっております。

( 3 ) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

当社の関連会社であるLianDi Clean Technology Inc.の株式を追加取得したことにより、同社の子会社である北京鍵? 実華科技発展有限公司は当社の子会社となり、当該子会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上であるため、特定子会社の異動に該当いたします。

異動の年月日

平成23年 9月22日：株式譲渡契約締結日

平成23年 9月27日：株式引渡期日 ( 予定 )

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日	平成23年 6 月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第23期第 1 四半期)	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 6 月30日	平成23年 8 月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社S J I  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 正 明指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S J I (旧会社名 株式会社S J ホールディングス)の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S J I (旧会社名 株式会社S J ホールディングス)及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社S J I (旧会社名 株式会社S J ホールディングス)の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社S J I (旧会社名 株式会社S J ホールディングス)が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月29日

株式会社S J I  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 正 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S J Iの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S J I及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社S J Iの平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社S J Iが平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社S J I  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 正 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S J I (旧会社名 株式会社S J ホールディングス)の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S J I (旧会社名 株式会社S J ホールディングス)の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月29日

株式会社S J I  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 正 明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社S J Iの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社S J Iの平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8月15日

株式会社S J I  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 正 明 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 井 広 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社S J Iの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社S J I及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績の状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。